

VII

スキーム別の取扱い、会社法改正動向など 株式報酬に関する会計処理・ 開示の実務上の留意点

有限責任 あずさ監査法人
公認会計士

福田 哲郎

【この章のエッセンス】

●株式報酬制度のスキームには、ストック・オプション、株式交付信託、自社株型報酬(事前交付型・事後交付型)などがあるが、それぞれのスキームにより会計処理・開示が異なる。
●現行法上認められていない従業員への株式の無償交付について議論がなされており、今後の会社法改正の動向を注視する必要がある。

はじめに

昨今、新聞報道でもあるように従業員向け信託型株式報酬制度を導入する企業が増加しており、役員や従

業員のインセンティブとして株式報酬制度が注目されている。本章では、

株式報酬制度に関する概要と会計処理・開示をスキーム別に解説するとともに、現行法上認められていない従業員への株式の無償交付についての今後の会社法改正の動向について確認していく。なお、本章の記載は2025年2月中旬の情報に基づいており、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

株式報酬制度の類型、 会計処理・開示

企業会計基準委員会(ASBJ)から公表されているインセンティブ報酬に関する会計基準等は次のとおり

である。

- 企業会計基準8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下、「ストック・オプション会計基準」という)
- 企業会計基準適用指針11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(以下、「ストック・オプション適用指針」という)
- 実務対応報告30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(以下、「実務対応報告30号」という)
- 実務対応報告36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(以下、「実務対応報告36号」という)
- 実務対応報告41号「取締役の報酬等

として株式を無償交付する取引に関する取扱い」(以下、「実務対応報告41号」という)

また、役員報酬の概要や税務上の取扱いについては、経済産業省から『攻めの経営』を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—(2023年3月時点版)(以下、「経産省報告書」という)が公表されており、日本公認会計士協会からは、会計制度委員会研究報告15号「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」(以下、「研究報告」という)が2019年5月27日に公表されている。

株式報酬制度を含めたインセンティブ報酬制度の類型(図表1)と株式報酬制度の会計処理・開示は次のとおりである。

(1) 株式報酬型ストック・オプション

① スキーム概要

株式報酬型ストック・オプション(いわゆる1円ストック・オプション)とは、権利行使価格を1円に設定した株式報酬型のストック・オプションのことであり、権利行使価格